

# ○伊勢広域環境組合情報公開条例

平成13年 5月17日

組合条例第19号

改正 平成18年 2月22日

平成28年 2月18日

## 目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の公開（第5条－第13条）

第3章 審査請求（第14条－第17条の7）

第4章 雑則（第18条－第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、公文書の公開に関し、伊勢広域環境組合規約（平成13年規約第1号）第2条に規定する関係市町（以下「関係市町」という。）の住民の知る権利を保障するとともに情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めることにより、関係市町住民の組合行政に対する理解と信頼を深め、開かれた組合行政を推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書を原則として公開するものとし、第1条の目的が十分に達成されるようこの条例を解釈し、かつ、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

#### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求める者は、公文書の公開により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### 第2章 公文書の公開

#### （公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書

の公開を請求することができる。

(請求手続)

第6条 公文書の公開を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 求しようとする公文書の公開の実施の方法

(公開の決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、公開の請求に係る公文書を公開する旨、公開しない旨又は請求を拒否する旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求者にその旨（公文書の公開を行う場合は、その日時及び場所を含む。）を速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、公開の請求に係る公文書の一部を除いて公開する旨（以下「部分公開」という。）の決定若しくは公開しない旨（以下「非公開」という。）の決定又はその存否を明らかにしないで請求を拒否する旨（以下「請求拒否」という。）の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができなるときは、同項の規定にかかわらず、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施期間は、請求者に対し、速やかに延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、部分公開、非公開又は請求拒否の決定をした公文書について、期間の経過によりその全部若しくは一部を公開し、又は存否を示すことができる期日が明らかであるときは、その期日を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、これらの者の意見を聴くことができる。

6 第9条第1号ただし書エ、同条第2号ただし書又は第11条の規定により、第三者に関する情報を公開するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、45日以内にそのすべてについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に公開等の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開等の決定をすれば足りることとする。この場合においては、第1項の期間内に第3項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならないものとする。

(公文書の公開方法)

第8条 実施機関は、前条第2項の規定による通知書により、指定した日時及び場所において公文書の公開を行わなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、次条の規定に該当することにより、非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、前項の規定により公文書の一部の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

(公開しないことができる公文書)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
  - イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報
  - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
  - エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報
- (3) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における委託、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (4) 組合の機関内部若しくは機関相互又は組合と国等との間における審議、検討、調査等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に関係市町の住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 組合の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う監査、検査、指導、渉外、争訟、交渉、入札、試験、調査、研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にすると認められるもの
- (6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩

序の維持に支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

(7) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、常例として公にしないこととされているものその他当該約束の締結が状況に照らし合理的と認められる場合、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの

(8) 実施機関（管理者を除く。）、組合の執行機関の附属機関及びこれらに類するものの会議に係る審議資料、会議録等の情報であつて、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に関係市町の住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(9) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

## 第10条 削除

（公益上の理由による裁量的公開）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、公開しないことができる情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合において、第9条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該公文書を公開することができる。

（請求の拒否）

第12条 公文書の公開請求に対し、当該公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを回答することにより、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の請求を拒否することができる。

（費用の負担）

第13条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき、公文書の写し（第8条第4項に規定する写しを含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 管理者は、経済的困難その他規則で定める特別の理由があると認めるときは、第2項の費用を免除し、又は減額することができるものとする。

## 第3章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第14条 第7条第1項の決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第14条の2 第7条第1項の決定又は公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第7条第5項又は第6項の規定により意見を聴取され、又は述べる機会を与えられた当該第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した書面（以下「反対書面」という。）を提出しているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書の写し、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のう

ち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
  - (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対書面を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、当該諮問に対する伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに審査請求に対する裁決をしなければならない。

（情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織）

第15条 実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項に規定による諮問に係る審査請求
  - (2) 伊勢広域環境組合個人情報保護条例（平成28年組合条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項
  - (3) 個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査請求
  - (4) その他情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関して必要な事項
- 2 審査会は、諮問のあった日の翌日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
  - 3 審査会は、第1項の規定による調査審議を行うほか、情報公開制度に関する重要な事項及び個人情報保護条例の規定により報告を受けた事項について実施機関に対して意見を述べることができる。
  - 4 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
  - 5 審査会の委員（以下「委員」という。）は、識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。
  - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（審査会の調査権限）

第16条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開の請求に係る公文書又は保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第17条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第17条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員等による調査手続)

第17条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は審査会の事務に従事する職員に、第16条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第17条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第17条の4 審査会は、第16条第3項若しくは第4項又は第17条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第17条の5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第17条の6 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第15条第3項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第17条の7 第15条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(情報の提供)

第18条 実施機関は、この条例に基づく公文書の公開のほか、関係市町の住民が求める情報を的確に把握するとともに、組合行政に関する情報を分かりやすく積極的に提供するよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第19条 実施機関は、公文書の適切な保管及び迅速な検索を行うため、公文書の管理体制の整備に努めるものとし、また、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第20条 管理者は、毎年1回、各実施機関が行った公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第21条 この条例は、法令又は他の条例等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月22日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月18日組合条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。